

第53回 消防救助技術関東地区指導会等 企業等協賛要領

制定 令和7年2月18日

(趣旨)

第1条 この要領は、第53回 消防救助技術関東地区指導会及び第50回 神奈川県消防救助技術指導会（以下「関東地区指導会等」という。）の開催趣旨に賛同する企業や団体、個人（以下「企業等」という。）が行う協賛について、必要な事項を定める。

(協賛の種類)

第2条 この要領における協賛とは、企業等が令和7年度 消防救助技術指導会等 開催地事務局（以下「開催地事務局」という。）に対して行う次に掲げる行為をいう。

- (1) 金銭協賛 関東地区指導会等の準備及び運営に要する金銭の提供
- (2) 物品協賛 関東地区指導会等の準備及び運営に要する物品の提供
- (3) 製作物品協賛 関東地区指導会等の準備及び運営に要する金銭及び物品の提供

(協賛の手続)

第3条 協賛を希望する企業等は、第53回 消防救助技術関東地区指導会等協賛申込書（様式1。以下「申込書」という。）を開催地事務局事務局長（以下「事務局長」という。）に提出する。

2 事務局長は、協賛の申込みを行った企業等（以下「申込者」という。）が第7条第1項各号に該当しないことを確認した上で受理する。

3 事務局長は、協賛の内容が確定したときは、申込者に対して速やかに協賛申込受理書兼請求書（様式2。以下「請求書」という。）を送付する。

(金銭協賛)

第4条 事務局長は、申込者のうち、金銭協賛を行う企業等に対して、指定する期日までに、請求書に示す協賛金額を指定する口座に振り込むよう依頼する。この場合において、振込みに要する費用は申込者の負担とし、領収書は金融機関が発行する振込金受取書等をもって代えるものとする。

(物品協賛)

第5条 事務局長は、申込者のうち、物品協賛を行う企業等に対して、指定する方法（期日を含む。）により、請求書に示す物品を納めるよう依頼するものとする。この場合において、納品等に要する費用は申込者の負担とし、物品の受領後速やかに協賛物品受領書（様式3）を送付する。

(製作物品協賛)

第6条 第4条（金銭協賛）及び第5条（物品協賛）の規定に準ずる。

(協賛の使途)

第7条 協賛金(物品を含む)は、次に掲げる経費に充てるものとする。

- (1) 関東地区指導会等の実施に要する経費(会場設営委託費等)
- (2) その他関東地区指導会等の開催に付随する経費で、事務局長が認めるもの。

(協賛の不受理等)

第8条 事務局長は、申込者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛を受理しないものとする。

- (1) 関東地区指導会等の品位を傷つけ、又は、正しい理解を妨げるおそれがあるとき。
- (2) 法令、又は、公序良俗に反するとき、若しくは社会的に非難を受けるおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体の活動のために、協賛による特典若しくは協賛の事実を利用する場合、又は、そのおそれがあるとき。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の構成員が支配し、若しくは関与し、又は、そのおそれがあるとき。
- (5) その他、事務局長が不相当と認めたとき。

2 事務局長は、申込を受理した後、申込者が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合、又は、該当するに至った場合は、協賛を取り消すものとし、申込者に対して、その旨を通知する。

(協賛の特典)

第9条 事務局長は、金銭協賛及び物品協賛を行う企業等に対して、下記の表に定める協賛額に応じた特典を提供するものとする。

なお、物品協賛を行う企業等に対しては、協賛内容を勘案した上、特典の適用を決定するものとする。

特典の種類	協賛額	枠
ブース出展※(関東地区指導会のみ)	150,000円以上/枠	8区画程度
記念撮影パネル 企業サイン (県指導会及び関東地区指導会)	75,000円以上/枠	8枠程度

※物品販売を行う場合は、指導会の運営支援金として売上金の15%(1円未満切り捨て)を開催地事務局に支払う。

2 事務局長は、製作物品協賛を行う企業等に対して、下記の表に定める協賛額等に応じた特典を提供するものとする。

特典の種類	協賛額等	枠
ゼッケン 企業サイン(関東地区指導会のみ)	左記ゼッケン(約400枚)の提供 及び 100,000円以上	1枠
50 th 記念Tシャツ 企業サイン (神奈川県指導会のみ)	左記Tシャツ(約60枚)の提供 及び 100,000円以上	1枠

(物品販売)

第10条 協賛を行う企業等（以下「協賛者」という。）は、前条第1項の規定によるブース出展において物品販売を行った場合、終了後、速やかに事務局長に対し任意の様式で売上明細を送付する。

2 事務局長は、前項の売上明細を受領後、速やかに物品販売売上明細受理書兼請求書（様式4）を協賛者に送付し、指導会の運営支援金として、売上金額の15%（1円未満切り捨て）を指定する期日までに指定する口座に振り込むよう依頼する。この場合において、振込みに要する費用は協賛者の負担とし、領収書は金融機関が発行する振込金受取書等をもって代えるものとする。

3 運営支援金の使途については、第7条（協賛の使途）に準ずる。

(特典提供の停止)

第11条 事務局長は、協賛者が次のいずれかに該当する場合は、特典の提供を停止することができるものとする。

- (1) 協賛内容について、不正の事実を発見したとき。
- (2) 協賛者の故意又は過失により、開催地事務局又は第三者に損害を与えたとき。
- (3) 協賛者が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 協賛者が第8条第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (5) その他、事務局長が特典の提供を停止する必要があると認めるとき。

(協賛金等の返還)

第12条 事務局長は、前条の規定により特典の提供を停止した場合は、協賛者から既に提供された金銭及び物品の返還は行わないものとする。

2 自然災害の発生や社会情勢の影響等により関東地区指導会等を中止するなど、開催地事務局の責めに帰さない事由により特典の提供を中止した場合は、協賛者から既に提供された金銭及び物品の返還は原則、行わないものとする。

(賠償責任)

第13条 協賛者が次のいずれかに該当したときは、その被害者に対して損害を賠償しなければならない。

- (1) 協賛の実施にあたり、自らの責めに帰すべき理由により、開催地事務局又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 第11条の規定による特典提供の停止を受けたことにより、開催地事務局又は第三者に損害を与えたとき。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、協賛の取扱いに関して必要な事項は、事務局長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年2月18日から施行する。

第53回 消防救助技術関東地区指導会等 協賛申込書

申込年月日 年 月 日

■ 第53回 消防救助技術関東地区指導会等 協賛要領 を確認し承諾の上、次のとおり申し込みます。

貴社名・団体名		
ご住所	〒	
ご連絡先 (ご担当者)	部署名	氏名
	TEL	FAX
	E-mail	

■ 協賛内容

① 【金銭協賛】

・協賛いただける金額を下記項目に記入してください。

金額		円
----	--	---

② 【物品協賛】

・協賛いただける物品を下記項目に記入してください。

提供物品	
提供数	

※ 項目内に収まらない場合は、別に内容がわかるものを添付してください。

③ 【製作物品協賛】

・協賛いただける物品を○で囲み、さらに金額を記入してください。

物品	ゼッケン(関東地区指導会) ・ 50th記念Tシャツ(神奈川県地区指導会)
金額	

《特典A選択》 ・希望する特典に○を記入してください。

※①金銭協賛②物品協賛が該当

名称	希望	協賛額
記念撮影パネル 企業サイン (神奈川県指導会及び関東地区指導会)		75,000円以上
ブース出展 ※ (関東地区指導会のみ)		150,000円以上

※ ブース出展を希望される場合、下記項目の希望についても記入をお願いします。

【駐車場利用の希望】

--

【物品販売の希望】

・物品販売を行う場合、売上金額の15%を指導会の運営支援金としてお支払い下さい。

・電源については、事務局での準備はありません。

《特典B選択》 ・希望する特典に○を記入してください。

※③製作物品協賛が該当

名称	希望	協賛額
ゼッケン 企業サイン (関東地区指導会のみ)		100,000円以上
50th記念Tシャツ 企業サイン (神奈川県指導会)		100,000円以上

令和7年 月 日

第53回 消防救助技術関東地区指導会等 協賛申込受理書 兼 請求書

様

令和7年度 消防救助技術指導会等 開催地事務局
事務局長 石黒 靖雄

このたびは、第53回 消防救助技術関東地区指導会及び第50回 神奈川県消防救助技術指導会について、ご協賛をいただき厚く御礼申し上げます。

協賛申込書を受理いたしましたので、協賛金及び協賛物品について下記のとおり請求いたします。

つきましては、内容をご確認の上、令和7年 月 日 () までにお支払い、または納品いただきますようお願いいたします。

記

1 協賛内容

【金銭協賛】 _____ 円

【物品協賛】 ()

【製作物品協賛】 物品：()
金銭： _____ 円

2 特典内容

特典の種類	枠数等

3 振込先等

振込先

銀行名・支店名	横浜銀行 和田町支店
預金種目・口座番号	普通預金・6207380
口座名義	令和7年度 消防救助技術指導会等 開催地事務局 (レイナメント ショウホウ キョウジ ヨキ ジ ユツト カイトウカイイジン メキョク) 事務局長 石黒 靖雄

※振込手数料は、お申込者様にてご負担いただきますようお願い申し上げます。

振込金受取書等、金融機関が発行する書類等をもって、領収書に代えさせていただきます。

令和7年 月 日

第53回 消防救助技術関東地区指導会等 協賛物品 受領書

様

令和7年度 消防救助技術指導会等 開催地事務局
事務局長 石黒 靖雄

このたびは、第53回 消防救助技術関東地区指導会及び第50回 神奈川県消防救助技術指導会にご協賛をいただき厚く御礼申し上げます。

下記のとおり、確かに受領いたしました。

記

1 受領日

令和7年 月 日

2 受領場所

3 受領物品及び数量

(1) 受領物品

(2) 受領数

本件に関するお問い合わせ
令和7年度 消防救助技術指導会等 開催地事務局
(横浜市消防局総務部総務課内)
担当：石田・長谷川(洋)・長谷川(貴)
〒240-0004
横浜市保土ヶ谷区川辺町2-20
☎：045-334-6516 Fax：045-334-6517
E-mail：sy-somu@city.yokohama.lg.jp

令和7年 月 日

第53回 消防救助技術関東地区指導会等 物品販売売上明細受理書 兼 請求書

様

令和7年度 消防救助技術指導会等 開催地事務局
事務局長 石黒 靖雄

このたびは、第53回 消防救助技術関東地区指導会について、ご協賛をいただき厚く御礼申し上げます。

物品販売による売上明細を受理いたしましたので、運営支援金について下記のとおり請求いたします。

つきましては、内容をご確認の上、令和7年 月 日（ ）までにお支払いいただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 売上金額

_____ 円

2 請求内容

【運営支援金】 _____ 円

※売上金額の15%（1円未満切り捨て）

3 振込先等

振込先

銀行名・支店名	横浜銀行 和田町支店
預金種目・口座番号	普通預金・6207380
口座名義	令和7年度 消防救助技術指導会等 開催地事務局 (レイナネット ショウホウ ケキウジ ユキジ ユツド ウカイトウカイイサジ ムキョク) 事務局長 石黒 靖雄

※ 振込手数料は、お申込者様にてご負担いただきますようお願い申し上げます。
振込金受取書等、金融機関が発行する書類等をもって、領収書に代えさせていただきます。